

特集 《知財紛争処理の多様なアプローチ》

税関の専門委員

会員 磯貝 克臣



要 約

まず、税関の専門委員になるために求められる資質（経験）について説明し、次いで、税関の専門委員になるための手続について説明します。そして、税関の専門委員となった場合にどのような実働を求められるのか、「専門委員の事前打ち合わせ」を始めとする各々の手続について、具体的な実情を解説します。特に「意見聴取の場」という口頭審理のような場について、議事進行の流れ（の一例）に沿って詳細を解説すると共に、税関の専門委員として何を期待されているのか解説します。

目次

1. はじめに
2. 税関の専門委員とは
3. 税関の専門委員（候補者）になるには
 3. 1 求められる資質（経験）
 3. 2 弁理士会に対する手続
 3. 3 税関からの連絡（コンフリクトチェック）
4. 税関の専門委員になったら
 4. 1 資料の受領及び検討
 4. 2 「専門委員の事前打ち合わせ」と「追加資料の求め」
 4. 3 「追加資料」及び「陳述要領書」の受領
 4. 4 「意見聴取の場」
 4. 5 「補足意見の求め」
 4. 6 「補足意見書」の受領
 4. 7 意見の作成
 4. 8 専門委員意見書に対する意見書の提出
 4. 9 税関の判断の通知
5. 税関の専門委員の役得とは
6. 担当した事案から
7. 終わりに

1. はじめに

小学生の時にできた友人（今も親友です）の父親が当時の大蔵省の官僚で、その方の公務員としての最後の勤務地が税関であったため、私は元々税関という組織に親しみがありました。

そんな下地がありましたところ、もう随分と昔になりますが、当時の弁理士会特許委員会の委員長であった某先生から頼まれて、税関の専門委員候補者のリストに名前を載せることとなりました（当時、私は、弁理士会特許委員会の副委員長でした）。

それ以後、途中で中断した時期もありましたが、現在も専門委員候補者のリストに名前を載せており、時々、専門委員として活躍させて頂いております。

今回、「税関に関わる弁理士の役割」という仮題での原稿執筆依頼を頂きましたので、専門委員となった場合にどのような実働を求められるのか、具体的な実情について解説させて頂こうと思います。

2. 税関の専門委員とは

税関のホームページによりますと、税関の専門委員の制度は、「税関長が、知的財産権に関し学識経験を有する者（学者、弁護士、弁理士）を専門委員として委嘱し、意見を聞く制度」であると説明されております。

更に、「専門委員への意見照会は、輸入差止申立ての審査の際に利害関係者から意見書が提出された場合や侵害の事実が疎明されているか否かの判断が困難である場合、認定手続において認定手続に係る貨物が侵害物品に該当するか否か判断が困難である場合等に実施されます」とあります。

そして、「専門委員は、専門委員候補として登録されている者から、通常、事案ごとに3名選出します。税関は明らかな事実誤認等の特段の事情がない限り専門委員の多数意見を尊重して判断するものとされています」とあります。

「輸入差止申立ての審査」が具体的にどのように進められるのか、については、税関のホームページに分かり易く概説されており、日本弁理士会の研修システムにeL課目もございますし、パテント誌での過去の特集もございますから、本稿での解説は省略させて頂きます。

専門委員候補としての登録（専門委員候補者のリストへの名前の掲載）は、任期2年で、今期は今年の12月31日で満了となります。今期は、大学教授4名、弁護士20名、弁理士20名、がリストアップされており、当該リストの中から、事案ごとに、税関の判断で、3名の専門委員が選出されます。

3. 税関の専門委員（候補者）になるには

3. 1 求められる資質（経験）

前記のとおり、専門委員への意見照会は、「輸入差止申立ての審査の際に利害関係者から意見書が提出された場合」や「侵害の事実が疎明されているか否かの判断が困難である場合」、「認定手続において認定手続に係る貨物が侵害物品に該当するか否か判断が困難である場合」等に実施されるものです。

従って、「侵害」の判断についての相応の実務経験を有することが求められていると言えます。

「侵害」の判断についての実務経験は、侵害訴訟の代理人ないし補佐人としての実務経験は当然として、鑑定書作成等の実務経験をも含みます。クレーム解釈に加えて、均等論適用、特許無効の抗弁、先使用権の有無、等についても適格に判断できる実力が期待されています。私自身の話をすれば、侵害訴訟の代理人としての経験はさほど多くありませんが、鑑定書作成については、かなりの数を請け負ってまいりました。

逆に言えば、出願業務（明細書作成業務及び対応業務）に絞って仕事をされている先生方には、当該専門委員は不向きと思います。明細書作成業務は、創造性の高い前向きな仕事である一方、「侵害」に関する判断が求められる業務は、ほとんどの場合相手方が実在する係争事件ですから、遣り甲斐はありますがストレスが多いのも事実です。その辺は、向き・不向き（やりたいと思う・思わない）があるように思います。

キャリア年数は、実力に十分な自信があれば拘る必要はないよう思います。強いて言えば、弁理士登録15年以上、という辺りが1つの閾値ではないかと考えております。

3. 2 弁理士会に対する手続

前記のとおり、専門委員候補の任期は2年です。2年おきに、財務省関税局より、日本弁理士会に推薦依頼が出されます。

これに基づいて、日本弁理士会は、担当副会長名で、会員全員に『「関税法第69条の5等における専門委員」候補者の募集について』というメールを配信します。

このメールに記載されているURL（応募フォーム）に記入することで、当該募集に対して応募することができます。

応募の際、2年前の時には、特許・意匠・商標等の種別と、特許については担当可能な技術分野の種別（機械／電気／化学等）と、を入力するようになっていたと記憶しております。

その後、応募内容について、弁理士推薦委員会で選考が行われ、執行役員会で推薦者が決定されます。

2年前の時には、弁理士推薦委員会での選考を通過した後、執行役員会での手続きの前に、事務局から改めて当方の意思確認が求められました。

執行役員会を通りますと、日本弁理士会から財務省関税局に推薦がなされます。そして、財務省関税局において認められますと、晴れて、専門委員候補者として登録され、税関のホームページに名前が載ります。

もっとも、この段階では、専門委員として事件を担当できるか否かは分かりません。私自身、専門委員候補者として登録されたけれども専門委員として選出されることがなく何の連絡もないままに2年間が過ぎた、という任期もございました。これは、税関が取り扱う事案の数と、専門委員候補の人数と、に照らして、決して珍しいことはありません。

3. 3 税関からの連絡（コンフリクトチェック）

例えば特許事件の場合、当該事案の技術分野と、専門委員候補者が得意とする技術分野（応募の際の情報が日本弁理士会を経由して税関に送られている）と、を照合すること等によって、税関が3名の専門委員を選出します。

税関によって選出された専門委員候補者には、税関から、スケジュール（後述します）と、当事者情報と、が連絡されます。

専門委員候補者は、スケジュールに問題がなく、当事者情報についてコンフリクトチェックがクリアできれば、内諾の意思表示をします。

その後、正式に委嘱状が発行されると、当該専門委員候補者は、専門委員として務めを果たすことになります。

4. 税関の専門委員になったら

本稿では、「輸入差止申立て」に係る専門委員意見の照会の場合について解説していきます。

「輸入差止申立て」は、利害関係者の立場からすれば、できるだけ早期に申立ての不受理を決定して欲しい（輸入差止を解除して欲しい）ものです。従って、税関の審理はスピーディに進められることが社会的な要請です。専門委員も、当然、これに協力することが求められます。

4. 1 資料の受領及び検討

内諾の意思表示から1週間程度で、委嘱状と共に当該事案の資料が郵送されます。ほぼ同時に、各文書の電子ファイル版がメール送信されます。

申立人は、通常、輸入差止申立書において、差止対象物品が申立人所有の特許権（または意匠権等）を侵害するものであることを示す鑑定書を添付しており、当該輸入差止申立書及び当該鑑定書の内容を吟味することから、内容の検討が始まります。

私は、最初に申立人の書類を読む時には、結論（侵害するか否か）に近づくような心証をなるべく抱かないよう、なるべく中立的な心証を維持しておこうと心掛けつつ、鑑定書における難解な部分（スラスラと読めない部分）の抽出と当該部分の解読（どういう意味内容であるのかを理解する）のみに注力します。（難解な部分があると、無意識のうちにストレスを感じてしまって、その鑑定書を否定する方向に心理的影響が作用する可能性があるのではないか、と思うからです。）

そして、そのような作業を行いながら書類を最後まで読み終えたら、しばらく時間をおいて（できれば中1日以上おいて）、今度は、「侵害」の判断についての自らの実務経験に照らして、鑑定書の妥当性について仮の心証を抱く（但し、依然として中立のままである、という心証もこの段階では排除しない）ことを目的として、再び申立人の書類を読みます。

「なるほど。ふむふむ。」というような具合に、権利の内容と、差止対象物品の特徴と、を把握するに至ったら、次に、利害関係者の意見書を読みます。これについても、最初に目を通す時には、なるべく中立的な心証を維持しておこうと心掛けつつ、難解な部分（スラスラと読めない部分）の抽出と当該部分の解読（どういう意味内容であるのかを理解する）のみに注力します。

そして、そのような作業を行いながら書類を最後まで読み終えたら、しばらく時間をおいて、今度は、「侵害」の判断についての自らの実務経験に照らして、利害関係者の意見の妥当性について仮の心証を抱く（但し、依然として中立のままである、という心証もこの段階では排除しない）ことを目的として、再び利害関係者の意見書を読みます。

事案によって、当事者提出書類の読み込みには、かなりの時間がかかります。しかしながら、当事者にとっては極めて重要な事案である可能性も低くない（訴訟事件の「訴額」のような提示はないので推測するしかないのですが）ので、より適切な判断を下すためには時間を惜しむ姿勢は望ましくないだろう、と考えております。

一方で、税関は、「専門委員意見を照会しよう」という判断に至るまでに、当該事案の十分な検討を行っております。そして、その検討結果（レジュメのようなもの）を共有して貰えます。

税関は、当該検討結果に基づいて、具体的な「照会事項」を提示してくれます。専門委員は、基本的には当該「照会事項」に示された事項について、意見を申し述べることになります。

私は、両当事者の主張内容を把握した後で、税関の検討結果を参考にさせて頂いております。争点のピックアップ等、自らの検討結果と概ね重なっていることがほとんどですが、最初に当該検討結果に目を通してしまうと、当該検討結果に心証を引っ張られてしまう可能性があるような気がするからです。

ここまでが、「専門委員の事前打ち合わせ」までの準備となります。

4. 2 「専門委員の事前打ち合わせ」と「追加資料の求め」

内諾の意思表示から2週間程度の日程で、「専門委員の事前打ち合わせ」の場が設定されます。最近は、web会議の形式で行われます。この事前打ち合わせにおいて、3名の専門委員が顔合わせをします。

3名の専門委員は、異なる士業を混ぜて構成されているようです。（私が担当した事案は全て、「大学教授+弁護士+弁理士」、「弁護士+弁護士+弁理士」、「弁護士+弁理士+弁理士」の3パターンのうちのいずれかでした。）

3名の専門委員及び税関職員の挨拶の後、税関の検討結果について、税関から改めて説明がなされ、当該検討結果に対する質疑応答がなされます。

そして、3名の専門委員が、それぞれに準備してきた心証に基づいて、簡単に意見交換します。但し、この段階では、ほとんどの事案において、ほとんどの専門委員が、結論は未定、とコメントします。（実際、税関が「専門委員意見を照会しよう」と判断するだけのことあって、結論を出すのが難しいものばかりです。私自身の経験でも、3名の専門委員の最終的な意見が一致したのは2件だけで、他は2対1に分かれました。）

この事前打ち合わせの目的は、結論を見通すことではなく、当事者に対して「追加資料の求め」をするか否かを判断することです。当事者の主張（書類）に不明確な箇所や矛盾点がある場合等において、追加資料の提出を求めるため、そのような求めを行うか否かを判断します。行う場合には、内容についても具体的に協議します。

事前打ち合わせの終了後、当該協議の結果に従って、税関が、当事者に発送されるべき「追加資料の求め」なる書面を作成します。当該書面は専門委員にメール送信され、専門委員による確認を経て、税関から当事者に発送されます。

4. 3 「追加資料」及び「陳述要領書」の受領

「追加資料の求め」に対する追加資料提出の期限は、「専門委員の事前打ち合わせ」から2週間程度の日程に設定されます。

追加資料の提出がなされたら、当該追加資料を検討に加えることになります。

一方で、「専門委員の事前打ち合わせ」から1ヶ月程度の日程で、「意見聴取の場」という口頭審理のような場（通常は東京税関の会議室で行われます：東京税関は「ゆりかもめ」の「テレコムセンター駅」から徒歩数分）が設定されます。そして、両当事者には、「意見聴取の場」で陳述する内容について、予め「陳述要領書」を提出することが求められます。

陳述要領書の提出がなされたら、当該陳述要領書を検討に加えることになります。

4. 4 「意見聴取の場」

通常は、両当事者が出頭します。代理人のみならず、当事者本人（会社の担当者等）も一緒に出頭する場合が多いです。両当事者は、それぞれの控え室に案内されて開始予定時刻（通常、13：00 または 13：30）まで待機します。

3名の専門委員は、税関職員と一緒に「意見聴取の場」が行われる会議室で待機します。開始予定時刻になると、両当事者が会議室に案内されてきて、所定の椅子に着席します。

4. 4. 1 税関からの説明

出頭者の確認がなされ、専門委員及び税関職員の紹介がなされた後、税関職員から、事案の概要が説明され、「意見聴取の場」の大まかな議事進行案が示されます。

4. 4. 2 申立人意見陳述

まず、申立人が、予め提出している「陳述要領書」に沿って、意見陳述します。もっとも、「陳述要領書」とは別に用意された「PPT ファイル」を使用してプレゼンテーションする態様が多いです。

専門委員は、これまでの検討によって理解している内容を確認しながら、争点として認識している部分を申立人が改めてどのように説明するのか、必要に応じてメモを取りながら、プレゼンテーションを注意深くお聴きします。（疑問に思った点は、後述の 4.4.6 の時間枠において質問することができます。）

4. 4. 3 利害関係者意見陳述

申立人意見陳述が終わると、引き続いて、利害関係者の方が、予め提出している「陳述要領書」に沿って、意見陳述します。利害関係者についても、「陳述要領書」とは別に用意された「PPT ファイル」を使用してプレゼンテーションする態様が多いです。利害関係者の陳述の内容は、利害関係者自身が争点として認識している部分に絞られている場合が多く、専門委員として気になっている箇所に言及していない場合も少なくありません。そういう場合、どのような質問をするのが適切であるかを考えながら、プレゼンテーションを注意深くお聴きします。

4. 4. 4 申立人反論（利害関係者の陳述に対する反論）

利害関係者意見陳述が終わると、申立人に反論の時間が与えられます。申立人が同意できないと考えている利害関係者の主張に対して、利害関係者の「陳述要領書」の該当箇所を示しながら、申立人の反論内容を説明します。

この辺の枠組みは、当事者対立構造の格好ではありますが、さほど攻撃的なトーンで反論がなされることではなく、比較的上品に反論内容が説明されることがほとんどです。（「上品さによって主張に自信があるという印象を与える」というような戦略なのだろう、と認識しております。）

4. 4. 5 利害関係者反論（申立人の陳述に対する反論）

申立人の反論が終わると、今度は利害関係者に反論の時間が与えられます。利害関係者の反論も、基本的に申立人の「陳述要領書」の該当箇所を示しながら行われますが、4.4.4 の申立人反論に対する再反論がその場で追加主張される場合もあります。

利害関係者本人が出頭されている場合、相応に神経質になっている様子が伝わってくることが多いです。一方、代理人は、主張内容の妥当性とは無関係に、堂々とされていることがほとんどです（相応の場数を踏んでこられた先生方が代理されていると思われます）。

4. 4. 6 専門委員からの質問

以上のように両当事者に1回ずつの反論の機会が与えられた後、専門委員から両当事者に質問がなされます。予め順序や内容を決めている訳ではないので、3人が何となく目配せしながら、自分の質問が最初の質問にふさわしいと思っている専門委員が口火を切ります。その方の質問が終わりましたら、また目配せして、次の専門委員が質問をして、その後に3人目の専門委員が質問します。

ほとんどのケースで、3人の専門委員の全員が質問をします。各々の質問の数は、1個だけの時もあれば、多数に及ぶこともあります。

質問の回答に対する追質問を行うことも可能です。追質問に対する追回答と更にそれに対する追質問とが繰り返されるうちに、事案（特に技術的事項）の詳細がより一層具体的に分かってきます。

4. 4. 7 税関からの質問

専門委員からの質問が一段落しますと、税関職員からも質問がなされる場合があります。税関職員からの質問は、「この部分のご主張は、○○○○という意味でしょうか」といった、念のため確認しておきたいという類のものが多いです。

税関職員の質問の仕方及び内容から、税関が完全に中立的立場で意見聴取の場に臨んでおられることが、よく理解できます。税関職員は、行政手続としての「意見聴取の場」における当事者対立構造の在り方について相当に神経を使っておられて、微妙にバランスを取りながら議事を進行させていきます。

従いまして、税関としては、どちらかに肩入れするような格好に見えてしまう言動は、極めて取り難い。このような観点で、専門委員からの質問には、極めて重要な役割があります。各当事者の主張が適切に補完されるように促して、最終結論に至る論理付けの明確化を図ることによって、最終結論に対する両当事者の納得度をより高めんとすることが期待されている訳です。

4. 4. 8 専門委員（及び税関）の意見交換

開始してから税関の質問が終わるまで、概ね1時間30分～2時間が経過します。専門委員もそれなりに大変ですが、緊張感をもって出頭されている両当事者はもっと大変です。両当事者は、ここで休憩になります。それぞれの控え室に再び案内されて、再開予定時刻（通常、30分程度の休憩時間の後に設定されます）まで再び待機します。

3名の専門委員は、税関職員と一緒に会議室に残り、これまでの両当事者の説明、質問に対する回答、等を振り返りながら、各々の心証形成の状況について意見交換します。税関職員も、必要に応じて、意見交換に加わります。

この意見交換の中で、両当事者に更に質問すべき事項が見当たれば、誰がどのような形で投げかけるのか、段取りを相談します。前述したように、専門委員からの質問を通して、各当事者の主張が適切に補完されること（ひいては最終結論に至る論理付けの明確化が図られること）が期待されます。

更に、即答が難しいであろう質問については、「補足意見」を求める（後日に補足意見書を提出して頂くことを要請する）ことができ、そのような段取りを相談します。「補足意見」を求める場合、補足意見書の提出日を何日に設定するか、税関職員と調整します。

そして、3名の専門委員の意見書（「照会事項」に示された事項についての意見書）作成の段取りが調整されます。3名の専門委員の心証形成の状況が、互いに極めて近い場合には、共通のドラフトを作成した上で加筆を重ねて、連名の意見書とする態様を採用することもあります。一方、3名の専門委員の結論が一致するかどうか見通せていらない場合、あるいは、結論は一致する可能性が高いけれども理由付けが異なりそうな場合には、各々で意見書を作成します。3名の専門委員の結論が割れる場合、税関は、2：1となった結論の「2」の方を採用することになっています。

いずれの態様とするか、そして、意見書の税関への提出日の設定について、税関職員を交えて調整します。

以上の調整が付きましたら、3名の専門委員及び税関職員も休憩に入ります。

4. 4. 9 専門委員からの再質問（補足意見の求め）

再開予定時刻（専門委員の意見交換に時間を要した場合、変更されることもあります）になりますと、両当事者が再び会議室に案内されてきて、休憩前と同じ椅子に着席します。

そして、調整された段取りに従って、専門委員から各当事者に質問がなされます。質問を行った専門委員の裁量で、この時の質問の回答に対する追質問を行うこともあります。

また、「補足意見」を求める場合、調整された段取りに従って、専門委員から各当事者に「補足意見」の求めがなされます。そして、税関職員が、補足意見書の提出日について各当事者に対応の可否を尋ね、必要に応じて提出日を再調整します。

4. 4. 10 申立人の最終陳述

最後の陳述の機会として、申立人に時間が与えられます。通常、申立人は、争点と認識している部分についての申立人の主張内容を、改めて強調します。詳細な説明は既になされておりませんから、ポイントを絞って、コンパクトな形で、陳述を纏めます。

4. 4. 11 利害関係者の最終陳述

同様に、最後の陳述の機会として、利害関係者にも時間が与えられます。通常、利害関係者も、争点と認識している部分についての利害関係者の主張内容を、改めて強調します。利害関係者も、ポイントを絞って、コンパクトな形で、陳述を纏めます。

4. 4. 12 今後のスケジュールの説明

両当事者の最後の陳述が終わりましたら、税関職員から、今後のスケジュールの説明がなされます。具体的には、「補足意見書」の提出日が確認され、専門委員の意見書の提出日と当該意見書の両当事者への発送日が確認され、最終的な税關による受理・不受理決定通知の予定日が確認されます。

4. 4. 13 退室

税関職員が閉会を宣言しますと、両当事者が退室します。専門委員は、当事者と同時に退室するのを避けて、しばらく会議室に残り、専門委員同士で、あるいは、税関職員の方々と、雑談等して時間を過ごします。

10分程度が経過しますと、3名の専門委員が退室し、建物出口まで案内されます。通常、3名の専門委員は、そのまま揃って雑談しながら「ゆりかもめ」の駅まで歩き、行き先方向が異なる人はそこでお別れし、同じ人は同乗して雑談を続けて終点の駅（新橋駅か豊洲駅）でお別れします。

4. 5 「補足意見の求め」

税関は、「意見聴取の場」で合意された通りに「補足意見の求め」の書面を作成して、両当事者に発送します。

4. 6 「補足意見書」の受領

各当事者から「補足意見書」が提出されますと、税関から専門委員に転送されてきます。「補足意見書」は、相手方の当事者にも発送され、相手方の当事者はそれに対する更なる意見書を提出することもできます。

4. 7 意見の作成

専門委員は、「意見聴取の場」で合意されたスケジュールに従って、意見書作成に取りかかります。両当事者から提出された「補足意見書」（及びそれに対する更なる意見書）も、当然に検討の対象に加えます。

書面のスタイルは、鑑定書に近いものになります。結論と理由とを、詳細に具体的に記載します。（日本弁理士会の研修システムに「特許・鑑定の実務」のeL課目があり、僭越ながら私が講師を務めております。宜しければ

ご視聴下さい。)

4. 8 専門委員意見書に対する意見書の提出

専門委員が作成した意見書は、税関を介して、両当事者に発送されます。両当事者は、それらの意見書に対して、更に意見書を提出することができます。

4. 9 税関の決定の通知

税関は、専門委員意見書に対する意見書を検討し、必要に応じて専門委員と更なる協議を行いながら、輸入差止申立ての「受理・不受理」を決定します。

決定は、郵送によって、両当事者及び専門委員に通知されます。

5. 税関の専門委員の役得とは

所定の謝金を頂くことができます（税法上は「給与」です）。ですが、高額なものではなく、それを目当てに税関の専門委員を務めている人は皆無です。「社会貢献している」という自負心が得られることこそ、主たる役得であると言えましょう。

税関の専門委員の役得について、更にこの場限り、誤解を恐れずに私見（私自身が経験させて頂いた僅かなサンプル数に基づく私見）を述べれば、弁護士は、クレーム用語そのものに置いた軸足を決して動かさない感じがあります。彼ら自身の性質というより、裁判官がそうだから、という立場に立っているように感じます。結果的にクレーム範囲の解釈が比較的狭くなる傾向があるように感じます。

一方で、弁理士は、クレーム用語の向こう側の技術的思想を見据えるところがあって、「(本当は) こういう意味なんだろう」という技術的理解をも念頭に置くことにあまり抵抗がなく、結果的にクレーム範囲の解釈が比較的広くなる傾向があるように感じます。

このような感想は、税関の専門委員を経験することで、改めて感じられたところです。他の弁理士や弁護士とチームで訴訟に携わる場合には、基本的に依頼者側の立場で物事を進めていきますし、他の弁理士や弁護士とチームで鑑定書作成に携わる場合には、相手方の意見が存在しませんから、それぞれ「中立」の立場でご意見を聞く場面でもバイアスの存在を否定し切れない面があるところ、専門委員という立場は、真の意味で「中立」ですから、そのような前提で他の弁理士や弁護士の考え方やご意見に触れる能够性は、極めて貴重な体験です。

このような体験こそ、専門委員の「真の役得」と言えるように思います。

6. 担当した事案から

具体的な情報は控えて抽象的に記載しますが、私が担当させて頂いた事案の中で、先使用権の有無が争点になった事案として、利害関係者の方が「仕様完成（発明完成）」は先であったように思われるのに、進歩性がない、と判断して特許出願はしなかったところ、「実施の準備」と認定できる日付が輸入差止申立人の特許出願日より僅かに遅かった、と判断できるものがありました。

知財高裁を筆頭とした我が国の特許システム全体として、（技術分野毎に）進歩性判断の予見性をもっともっと高めていく必要がある、と改めて強く意識させられました。（それによって、対応業務の1つ1つに、特許庁による進歩性判断の実例を積み上げていくという重要な役割があると感じられ、普段の拒絶理由通知対応業務の遣り甲斐も一入のものと感じられます。）

一昔前までは、弁理士が出願依頼を受けてから実際に出願に至るまでの時間が長く、仕様完成（発明完成）から出願までの時間よりも仕様完成（発明完成）から実施の準備までの時間の方が短いということが一般的であったかも知れません。しかしながら昨今では、出願依頼から出願までの時間はかなり短くなっていますから、出願しないで例えばタイムスタンプ制度を利用するような場合、そこの時間差で先後が逆転するリスクを認識しておく必要があるように思います。

7. 終わりに

冒頭で紹介した友人のご家族には、今でも大変にお世話になっておりまして、私の場合、彼らへの感謝の気持ちが、税関に協力したい、という意識にも通じているように思います。

私のような特殊な縁がある方は勿論、そうでない方であっても、「我こそは資質十分」と思われる方は、是非、今後の募集に応じて頂ければ幸いです。

(原稿受領 2025.8.4)